

けられる。

<運営基準と指針>

- ・ 運営主体は、地方公共団体あるいは私的団体(家族手当金庫、協会他)であり、これらが認定された保育ママを組織化する。
- ・ 開設は、県会 *Conseil général* の議長の許可にしたがって認可される。
 - ・ 公立、私立に関わらず、施設の機能は全く同じである。施設は県レベルの PMI 母子保護の監視下に置かれる。
 - ・ 保育ママは託児をその自宅で行い、技術的支援を受けるものである。
 - ・ 子ども達は定期的に、生活・衛生環境、身体的および心理情緒的発育について、運営団体の職員により見守られる。
 - ・ 医師は通常月に一度訪問する。

<公的補助・助成の状況>

- ・ 運営経費は、家族手当金庫、多くの場合は市町村、時には県が負担する。利用者の自己負担は所得に応じて算出される。保育ママは、家庭保育所の制度内にある場合は、利用者から直接報酬を受けるのではなく、家庭保育所の運営団体から給料が支払われる。

<利用申し込み>

集団保育所と同じ。

③ ミニ保育所 *Mini crèche*

集団保育所と同じ基準で運営される。違いは、規模が小さいことで 12~15 人を定員とする。施設は、タイプ F5 または F6 (台所と浴室以外 5 あるいは 6 室ある住宅) の集団住宅または一戸建て住宅内に設

④ 共同保育所 *Crèche parentale*

親同士が集まり非営利の協会 (*association à but non lucratif*) を形成し保育所を設置・運営する形態を指す。

両親自身も保育活動に参加するが、技術的な責任者として有資格者(保育士、乳幼児指導教育員等)の勤務が義務付けられている。

共同保育所は、開設は、県会 *Conseil général* の議長の認可を受け、施設は県レベルの PMI 母子保護の監視下に置かれる。

施設の運営条件は内部規則で定義される。受け入れ活動への親の参加は、親の時間的余裕、保育所の開所時間、フルタイム職員の数に応じて、自由に行われる。施設は安全基準を尊重し、子どもの福祉を優先させなければならない。運営条件は市町村による裁量を受け入れることも可能である。

運営経費は家族手当金庫、時には地方公共団体が負担する。親が負担する利用価格表の作成は簡単ではない。多くの場合は親の所得に応じた料金を設定する。実際には、協会の運営はバランスのとれた資金繰りに任せられる。

共同保育所の認可(資金援助)は、県の認可を受けると家族手当公庫から補助を受けることができる。家族手当公庫との話し合いの結果、現在ある種の家庭ニーズに応えていると考えられる共同保育所を一時的に規定し、認可する。以下の規定に従う場合は、そのサービスを「共同保育所」と称することができる」とし、条

件が整っていると県が判断した場合、認可を行う。

{共同保育所 認可の条件}

1. 親は個人的に協会の規約あるいは内規に明確にされた方式に従って、子どもの監視に参加することを約束
2. 受け入れる子どもの数は16人以内とし、同時に入所する子どもの年齢を明確にする必要がある。
3. 建物は安全規則に適合するものでなければならぬ。当該建物が子どもの監視が容易な構造であり、生活の様々な時間に適しているかどうか（休息、食事、トイレ、遊びなど）を確認する。
4. 有資格技術責任者が子どものもとに常任していなければならない。
 - －責任者は不可欠な衛生規則（建物の清潔、禁煙、食事の栄養バランス、睡眠など）、これらの責任を明確にした内部規則が適用されているかどうか注意を払うこと。
 - －責任者には医療補助職職員（乳幼児専門保育者、助産婦、看護婦、看護士）あるいは幼児教育指導員、専門教育指導員がなり、該当者がいない場合、責任者職は乳幼児専門保育者助手、家族補助員あるいは経験を積んだ保育ママに任せられる。
 - －共同保育所に交付される認可には技術責任者の承認が記載されるので、当該資格者の交替の場合は認可は書き換えられなければならない。
5. 共同保育所は少なくとも2名の大人が常時子どもの側にいるように組織されなければならない。
6. 場合によっては親による保育方法は二つの認可を得ることができる。3歳未満の子どもを対象とし、少なくとも半日間続けて保育する共同保育所、もう一つは定期的ではなく、短時間保育する一時託

児所である。

2) 一時保育所 Halte-garderie

一時保育所は、保育所とは異なり、0～6歳までの幼児を非継続的に受け入れる施設である。

フランス語の Halte とは「停留所」、Garderie は「託児所」を意味する。実際の利用傾向をみると、一つには「就業していない」母親の通院や緊急な用事、買い物、文化センターでの活動の間に一時的に子どもを預けることのできる Halte「停留所」としての機能、一方で母親学校のない水曜日、土曜午後、学校休暇期間、補足的に子どもを預ける Garderie「託児所」としての機能の、2つを受け持っている。

運営主体は、45%が市町村、41%は協会と企業委員会である。

<目的>

一時保育所は、6歳未満の子どもを限られた時間、不定期に受け入れる施設と定義されている。

<職員の種類と配置基準>

所長は次のいずれかの資格を有する者。保育士、乳幼児指導教育員の国家免状を持つ者、厚生省認可のキンダーガーデン研修センター発行の免許所有者、あるいは当該免許は有さなくても、キンダーガーデンの指導員団体に所属する次の有資格職員（助産婦、看護婦国家免許、福祉サービスアシスタント免許）。

【職員配置基準】

子ども 20 人に対し職員 4 人 5:1
子ども 15 人に対し職員 3 人 5:1

子ども 12 人に対し職員 2 人 6:1

<運営基準と指針>

一時保育所の開設は、県会 *Conseil général* の議長の認可を受ける。施設は県レベルの PMI 母子保護の監視下に置かれる。

施設は、子どもを監視しやすいよう安全基準と設備基準に沿ったものである。

また施設は、適度な照明、換気、暖房がなされ、子どもと職員の必要にあつたように建設されなければならない。さらに、休憩、洗面トイレ、遊戯に適したものであること。必要に応じて、親が用意した食事の保存と温め直しができるようにしなければならない。

<開所時間>

施設によって異なる。(ケーススタディ参照)

<公的補助・助成の状況>

家族手当金庫、市町村、県、その他。

<利用申し込み>

直接施設に申し込む。予約も可能。通常週 2 日まで(あるいは 4 半日まで)。

3) 乳児院 *Pouponnière*

乳児院 *Pouponnière* は、家族によるあるいは家庭的な環境での養育が難しい、3 歳未満の乳幼児を昼夜預かる施設をさす。この施設は、特別な医療ケアを必要としない子ども向けの「福祉的乳児院」と医療ケアを要する「医療的乳児院」の、2 つのカテゴリーに分けられる。

4) 幼稚園 *Garderies, Jardins d'enfants*

3~6 歳の幼児を日中預かる施設。保育内容は、遊戯による心身能力の育成を図ることを目的としている。可能であれば 2 歳児も受け入れる。

幼稚園(キンダーガーデン、*Jardins d'enfants*)は、医療担当省の所管であるが、その目的、教育手法においては、公教育省所管の母親学校と全く変わらない。両者の大きな違いは、子どもの教育にあたる人員の資格で、幼稚園は乳幼児指導教育員、母親学校は小学校教員である。

(2) 教育施設 : *Ecole maternelle*

Ecole maternelle、日本語で「幼稚園」あるいは、直訳で「母親学校」と訳されているが、これは教育省が所管する教育施設である。(本稿では社会事業省所管の *Garderie, Jardin d'enfants* と区別するため「母親学校」に統一する。)

フランスの義務教育は、6 歳から初等教育 *l'enseignement élémentaire* が始まるが、6 歳未満の幼児を対象とした就学前教育 *l'enseignement pré-élémentaire* が制度化されている。*Ecole maternelle* 母親学校は、この就学前教育の学校施設で、2 歳から入学が許可される。他の教育制度の原則と同じく、無料で受けることができるものである。

<歴史的経緯>

アメデ・テヴネの「今日の福祉事業」によると、母親学校は、19 世

紀からの歴史をもち、今日の形にいたるまで、様々な変化をみた。

原型は 19 世紀初期、工場で働く母親が、就業中に子どもを預けて安心して働けるために設けられた保育室（Salle d'asile）にみられる。

1837 年 12 月 22 日法では「慈善施設」として位置付けられた。1887 年時点では、「両性の子どもが身体的、道徳的、知的発達に必要なケアを共通に受けることができる初期教育の施設」として制度化されている。1908 年 3 月 16 日通達では、母親学校は「路上で危険にさらされている子どもを救済するための避難所」と認識されている。また、1975 年 7 月 11 日法では、母親学校は「性格を形成し、ハンディキャップを見つけ出し、不公平を埋め合わせる」とされた。そして、1977 年 8 月 2 日の母親学校教育指針の文書では、「心理的発達（感情・認識動因）の様々な形態が相互作用する総合体である」子どもの「発達の力学」の価値を重視している。

母親学校は 1970 年代、早期教育への関心が普及すると同時に急速にその数を増していった。特に都市部では、女性の就業率の高まりがさらに母親学校への関心を強めた。これに対し、より年少の子ども（2 歳児）については、すでに存在する保育サービスとの関連から、すぐに受け入れることには政治的抵抗があった。しかしながら、家族にとって費用のかからないサービスであり、特に低所得層の家族には、子どもの社会化を促すもっとも適当な手段でもある。このことから、教育問題が優先課題になっている地区

では、2 歳児の受け入れは支持された。今日子どもの数が減ってきてるので、充足度については徐々に改善されてきている。

＜対象の子ども＞

2 歳から 6 歳の子ども。

子どもの年齢に従って以下の 3 つの学年に分けられる。

年少組：2—4 歳

年中組：4—5 歳

年長組：5—6 歳

年長組は小学校への掛け渡しの機能も果たし、簡単な読み書き、計算などを教え始める。

＜目的＞

幼児のあらゆる分野における能力を発達させるため、母親学校は 2 つの基本的目的を掲げている。一つは、他者とコミュニケーションを取り生活することを学ぶながら、子どもの社会化を促すことと、感覚、運動、知的能力を発達させながら、知識を与えることである。

また、母親学校は問題とハンディキャップの発見と予防を行う場でもある。

＜職員の種類と配置基準＞

校長。

小学校教員 instituteur, professeur des écoles,

ASEM 母親学校専門助手 (Agent spécialisé de l'école maternelle) : 受け入れ、衛生作業、教材準備の面での補助を受ける。

用務員：清掃、施設の管理、給食室のサービス、等。

基本的な時間以外は、教員の仕事

ではないとして、食事や時間外の保育に関しては、地方自治体の保育担当職員（保母）が担当する。

＜運営基準と指針＞

国と地方公共団体との役割分担は以下のとおり。

A. 国および教育省の役割：教育制度全体の設定

- 週当たり開校時間の設定（児童にとっては 26 時間）
- 一日当たり教育時間の設定（上限 6 時間）
- 児童の受け入れの体制、登録、許可条件設定（始業 10 分前に受け入れ、学校 年度 9 月 1 日現在で満 2 歳から等々）
- 授業環境（最小面積、設備、衛生）
- 運営方法（職員会議など）
- 教員と校長の採用、研修
- 教育内容、習得能力、時間

B. 権限委譲された役職が協議する、国としての決定事項。

（県知事、大学区（académie）長、大学区視学、DSDEN 公的教育県局長、IEN 公的教育視学、校長、教員。それぞれのレベルで担当）

- 職員の任命、定職
- クラス当たりの平均児童数の設定
- 教育方針の方向付けとアカデミー、県、学校の政策決定
- 教育プロジェクトの作成と有効
- 最優先事業の決定と撤回についての学校の自主性を確

保した上で、その評価、監督、監査

C. 市町村 Communes：市は施設の所有者であり、その建設、建て替え、拡張、大修理、設備、運営を確保する。

- 国への報告後、小学校、母親学校クラスの建設決定。
- 省が要求する学校施設、スポーツ設備（プール、体育館、運動場等）の管理、設置、保守。
- 児童の教材、授業に必要な備品購入、プールや屋外授業に出かけるための移動手段確保。
- ASEM 母親学校専門助手の採用、研修、給料支払い、学校への配置。
- 小学校地区の設定と児童の割り振り、越境の許可。
- 市役所への児童登録
- 登校下校時間の設定。
- 授業の一環で教員を補助する外部講師の配置（例：音楽教師、コンピューター技師、語り部、芸術家など）

＜開所時間＞

学習時間は週 26 時間。

＜公的補助・助成の状況＞

教員雇用経費は国。学校施設の建設、管理は市。

4. 就学児童へのデイケア

就学児童（母親学校の子どもも含む）のデイケア制度としては、まず日常の学校時間以外に預かる制度として小学校内での延長預かり、学校の休みの日（水曜、土曜午後、長期学校休暇）に預ける施設として、余暇センターと一時保育所があげ

られる。

1) 学校時間外学童延長保育

学校時間は学校によって異なるが、一般的には午前は 8 時 45 分から 11 時 45 分、午後は 13 時半から 16 時半。この時間に子どもを送り迎えすることができない家族には、始業時間前、昼休み、放課後、各小学校で児童が残れる制度が用意されている。(フランスの小学校は、基本的に昼休みは自宅に戻って食事をとる。)

ナント市の公立小学校の例をとつて、制度の内容を紹介する。ナント市の場合は、非営利協会 AAPEN (Association pour l'Action Périscolaire dans les Ecoles Publiques de Nantes) ナント公立小学校課外活動協会に、本制度の実施を委託している。昼休みと放課後の場合は、教員や ASEM 母親学校専門助手が、この活動を受け持つこともある。

AAPEN 協会の職員の一部には、学生アルバイト、ナント都市圏幼児余暇制度の指導員も含まれる。

他にも、各学校が地方教育協定の範囲内で、教育指導員助手や外部指導者を招いて昼と放課後に教育活動を実施することができる。

1) 早朝受け入れ制度

この制度はすべての学校に用意されているわけではない。

<時間>

学期内の 9 月の始業日を除くすべての月、火、木、金。

始業時間前 1 時間。

<人員配置>

AAPEN の職員が受け入れ。10~15 人の子どもにつき 1 人

<内容>

遊戯、休憩、朝食。

<費用>

所得に応じて利用者負担あり。

2) 昼休み受け入れ制度

すべての学校に用意されている。

<時間>

学期内のすべての月、火、木、金。学校によって異なるが、一般的に 1 時間 45 分~2 時間。

<人員配置>

小学校の場合は、AAPEN の指導員およびあるいは教師。30~35 人の子どもにつき 1 人。

母親学校の場合は、ATSEM 母親学校専門助手。15~20 人の子どもについて 1 人。

<内容>

給食、休息、課外活動。

<費用>

所得に応じて利用者負担あり。

3) 放課後受け入れ制度

すべての学校に用意されている。

<時間>

学期内の年度始業日を除く、すべての月、火、木、金。

授業終了後 1 時間 15 分。

内で提供される。

<人員配置>

母親学校:AAPEN の指導員あるいは教師。ATSEM 母親学校専門助手。15~17 人の子どもにつき 1 人。
小学校:AAPEN 職員および／あるいは教師。(自習または課外活動)。教育指導員助手および／または外部講師(課外活動)。子ども 22 人について 1 人。

<費用>

母親学校:所得に応じて利用者負担あり。
小学校:無料。

2) 学校の休み期間預かり施設

余暇センター Centre de loisirs、一時保育所 Halte-garderie、

<内容>

母親学校:おもに遊戯活動。
小学校:自習が基本。補足して教育的課外活動が、地方教育協定の範囲

III. ケーススタディ

1. ナント市の保育状況

ナント市は、パリからみて南西に位置する、人口 27 万人を抱えるフランス第 6 位の都市。ナント市を中心にして、周辺の中小コムューンが配置し、人口約 54 万人のナント大都市圏を形成する。TGV で約 2 時間、首都からの交通の便も発達している。

フランスの一地方都市ナント市の保育状況は次のとおりである。

ナントの 0~3 歳児育児状況 () 内は 0~3 歳児人口

	フランス全体*	ナント市**
集団保育所あるいは家族保育所での預かり (市立、非営利団体、県立、CAF、病院付属、他)	8.0%	17.5%
保育ママ	15.0%	19.0%
家庭が雇うベビーシッターがみる	3.0%	2.5%
APE 家族教育給付金を受給しながら、家庭内で家族が面倒を見る(母親、祖母、他の家族員)	26.0%	43.5%
APE 家族教育給付金を受給せず、家庭内で家族が面倒を見る(母親、祖母、他の家族員)	24.0%	
母親学校	15.0%	13.5%
その他(いわゆる闇)	9.0%	4.0%
合計	100%	100%

* 1997 年全国家族手当金庫統計から

** 2000 年ナント市幼児家族局統計から

資料:ナント市

ナント市の0～6歳児、家族外保育状況

2000年乳幼児人口（推計）

人口	270,000人
3歳未満	10,500人
6歳未満	20,200人

(1) 2ヶ月児～3歳児の定形保育定員数 約3,800人（対3歳未満人口比：36%）
 (1保育所+2保育ママ) 詳細は以下のとおり。

1) 保育施設受け入れ定員（2ヶ月児～3歳児）

		施設数	定員
集	市保育所	6	740
団	緊急受け入れ施設	3	25
保	地域病院センター保育所	1	60
育	赤十字保育所	1	60
所	CAFLA	1	25
	共同保育所	26	630
	合計 (対3歳未満人口比：15%)	48	1540

2) 家庭内保育

	施設/保育ママ数	定員数
家庭保育所		260人(対3歳未満人口比：2.5%)
ナント市家庭保育所	保育ママ80人、	定員200人
地域病院センター	1ヶ所	定員60人
認定保育ママ	1300人、	定員2000人(対3歳未満人口比：21.5%)
保育ママ自宅での保育定員数合計		2,260人(対3歳未満人口比：21.5%)

(2) 一時的保育（2ヶ月児～6歳未満）

一時保育定員合計 1,145人（一時保育施設合計+保育ママ）

	定員数
一時保育施設合計	545人
市一時保育所 26施設	500人 (年延人数6,500)
共同保育所およびキンダーガーデン内	30人
CAFLA 家族手当金庫・子どもの家保育所	15人
3～6歳児受け入れ保育ママ	(推計) 600人

(3) 教育施設

3歳未満受け入れ母親学校 (公立または私立)	1,400人 (2～3歳児の40%、0～3歳児の13.5%)
3～6歳児の受け入れ	9,600人 (3～6歳児の99%)

2. Halte-garderie

フランスにおける一時保育所 Halte-garderie（当地では単に Halte アルトと呼ぶことが多い）の具体的な姿を、サン・ブレヴァン・レ・パン市にある施設、ラ・ポム・ダピを例にとって紹介したい。

サン・ブレヴァン・レ・パン市は、フランス西部ロワール・アトランティック県大西洋岸に位置する人口 8,664 人（1999 年現在）の小さなコミューンである。海岸部は別荘が立ち並び、夏は海水浴客でにぎわうが、夏休みシーズンが終わると閑散とする。

サン・ブレヴァン・レ・パン市には、集団の保育施設としては、この一時保育所一ヶ所のみで、集団保育所（crèche）は存在しない。よって、働く親が子どもを預けたい場合は、保育ママを利用する。

一時保育所は、基本的にはどちらかの親が働いていない子どもを受け入れることになっているが、実際は、パートで働く母親が定期的に子どもを預けているケースも受け入れているのが現状である。

定員は 20 人。2000 年 2 月現在の登録家族数は 130 組、預け入れ子ども登録数は 180 人、職員数は 6 人である。

一時保育所は、非営利団体（1901 年法アソシエーション）によって運営されるが、一時保育所施設機能は、県衛生福祉援助局 DISS によって監督される。

運営資金の主なものは、親が支払う利用料、CAF（家族手当金庫）からの給付金、サン・ブレヴァン・レ・パン市からの補助金である。

施設は CAF からの指導により、定員に対する子どもの受け入れ率を 60% 以上確保しなければならないとされている。これを 2 年間連続して下回る場合は、事業の見直しが必要となる。この受け入れ比率は、家族のサービス需要を引き起こす要因の変化により予測が難しい。また、緊急の利用を見越して、100% 予約を受け付けることもできない。

CAF は様々な教室・講座を用意しているが、母親がこれらの教室に参加する間に子どもを一時保育所に預けることができる。この場合家族の負担はなく、CAF が代わりに負担する。

表 主な財源（99 年決算報告から、（ ）内は全体の比率）

家族が支払う利用料金	138,499.50	(25.3)
CAF 家族手当金庫給付金	91,896.05	(16.8)
MSA 農業社会共済組合	1,307.31	(0.2)
CAF 裁縫教室給付金	11,500.50	(2.1)
CCAS 社会事業諮問委員会	2974.50	(5.5)
市からの補助金	100,000	(18.2)

以下は、当一時保育所の内部規定の内容である。

（1）運営主体

一時保育所ラ・ポム・ダピ（アピりんごの意）は、レ・ブルボ協会によって運営される。

本協会は、一時保育所運営を目的として 1987 年 4 月に設立された、サン・ブレヴァン市に住所をもつ、1901 年法に基づく非営利団体（アソシエーション Association）。

子どもを預ける登録をする際、親は協会に加入し、規定に同意すること。

親は毎年行われる総会に活発に参加できる。保育所の運営状況は報告され、予算に関する知識を入手しながら、提案や意見を述べることができる。理事は総会の度に部分的に更新される。

現在の所、サン・ブレヴァン市ののみが資金援助を行っているので、本市民の利用者は料金面でその恩恵を受ける。

(2) 一時保育所の機能

子どもの福祉と安全および事業職員の効率性のため、本保育所は、20人を定員とする。この定員数は、規定職員数に満たない時、削減されうる。

本保育所の受け入れ年齢は6歳を最高とする。必要に応じて、未就学の子どもを優先させる。

障害児の受け入れについては、職員チーム、母子保護の医師、協会の同意後、検討される。

適応期間について、施設訪問、初めは時間限定による預かり、1回目は親が付き添う等、その方法は責任者と決定するが、子どもが施設に適応する期間を設定することが望ましい。

人員配置。一時保育所は、幼児教育指導員無しには開所することができない。

配置基準は以下の通り。

子ども20人に対し職員4人。

子ども15人に対し職員3人。

子ども12人に対し職員2人。

(3) 入所許可条件

登録時、両親は登録用紙に要求されている事項をすべて記入し、健康手帳と家族手当金庫の証明書を提示する。

子どもは、18ヶ月までにDTP、集団施設に入る前にBCGの、法律に適した有効な予防接種を受けていること。(予防接種の禁忌の場合はその証明書)。

預かる子どもは、健康であることと、いかなる感染症の兆候がないことと。あらゆるアレルギーは事前に知らせること。

子どもの親、兄弟が感染病にかかった場合、就学禁止期間中は預かることができない。

虱を持った子どもは預かれない。

子どもには名前を明記したかばんを用意させ、中に、年齢に応じた着替え、おむつ、ナプキン、体洗いタオル、石鹼あるいは普段利用の洗身料、上履き、場合によっては好みのおもちゃを常備すること。

(4) 時間

開所時間は施設内に掲示されている。登録時に両親にも配布される。

1日継続預かりの場合のみ、施設内で食事をとれる。

一時保育所は、祝日は閉所、また、理事会の決定の上、一部学校休暇の期間中は閉所する。

子どもの帰宅時間：両親あるいは認可された人が、規定による閉所時間前に子どもを迎えに来なければならない。

両親の署名による許可が必要な場合は、

—登録用紙に記入された人以外の人が子どもの引き取りに来た場合。

—子どもを預かる人が一時保育所に託児を希望する場合。

引き取り時間を過ぎた場合、子どもは保育所に残ることはできない。

両親あるいは認可された人が子どもを迎えに来ない場合、施設閉鎖後ある程度の時間を経た後、所長は子どもの受け入れに必要な手続きを取るため、憲兵へ通報する。

(5) 軽食

朝：10時頃、無料の軽食が提供される（ビスケットと飲み物）

昼：1日預かりの子どもは集団給食をとることができる（料金は施設内に掲示）。ただし、両親が弁当を用意することもできる。

午後：15時半ごろ、集団のおやつが提供される。（料金は施設内に掲示）ただし、両親が

用意することもできる。

(6) 予約

予約は、週のうち、一日継続預かり 2 日、あるいは半日預かり 4 回（食事無し）を限定として受け付けられる。

予約は 2 週間前から受け付ける。いかなるケースも長期間に渡る予約は受け付けられない。

子どもの来所・帰宅の予定時間を明示の上、登録することが望ましい。

欠席について：当日 9 時半までに予約の取り消しができる。この時間を過ぎた場合は、預かり時間として考慮される。

(7) 病気と事故

病気や事故の場合は、所長が以下の者へ報告する。

一家族あるいは子どもの保護者

一家族指定の医師、不在の場合は他の医師

所長は非常時、すべての必要判断決定を取ることができる

いかなる医師も、施設職員により子どもの管理を任せられることはできない。

(8) 両親の自己負担

家族負担は家族係数に従い算出される。

指定料金は施設内に掲示される。

一日預かり料金は定額料金である。

(9) 保険

民事責任保険は、協会と職員をカバーする。

両親は自己の民事責任保険とその子どもの保険（他者および職員損害）に加入することが勧められる。

<預かり日と時間（1999 年）>

数時間あるいは半日預かり：月、火、木、金、9 時～11 時半及び 13 時 15 分～18 時

一日預かり：月、火、木、金、9 時～18 時

<料金>

登録にあたってはまず、90 フラン（2000 年現在）の協会年会費を払わなければならない。

利用料金表

家族係数	3000 未満	3000～5000	5000 を超える
時間当たり料金			
サン・ブレヴァン市民	7F 9F	9F 11F	11F 13F
その他市民			
24 時間分前払い（0.5F 割引）			
サン・ブレヴァン市民	156F 204F	204F 252F	252F 300F
その他市民			
一日料金（食事代*10F を含む）			
サン・ブレヴァン市民	60F 70F	70F 80F	80F 90F
その他市民			

* 食事とおやつは希望すれば、親が用意することもできる。

30 分単位で、10 分超過したら支払い対象時間となる。

<当地方にバカンスで来た家族が子どもを預ける場合>
1時間当たり一律 14 フラン（会費は徴収しない）

(翻訳資料1) パリ市立保育所(CRECHES COLLECTIVES)の設置に関する条例

子どもと健康の社会福祉活動局
CEDEX12 75570 パリ ラベ河岸通り 94-96

市立保育所条例

市立保育所は、その固有の施設に満三歳未満の体調の良い子ども達を預かり、その日中の保育を保証する。

I. 入所許可条件

- 1) 入所許可は区長が行う。
- 2) 入所が許可されるのは、両親がパリに居住している子どものみである。
ただし、この条件が適用されない例外がある。パリ市役所・区役所、パリ社会扶助事務所、A.G.O.S.P.A.P.、A.S.P.P.、生活保護、の職員の子どもも、及び母親が警視庁(パレ通り9)の職員である子どもに関しては、これらの職員の子どものために設けられた保育所が、その子どもたちを受け入れられない場合、入所を許可される。
- 3) 入所が許可されるのは、両親が共に働いている(パートタイムも含む)、あるいは職業訓練を受けている、または学生である場合のみである。
しかし、両親の一方が求職中となった場合は、その子どもは3ヶ月間在籍を継続できる。この期限は、個別に状況の困難さを考慮した上で更新されることもある。また、このような状況の子どもは、同じく入所も許可される。
- 4) 両親の一方が、肉体に重度の障害を負っている場合、または持続的な病を患っている場合、または長期の休暇中である場合、その子どもは入所を許可される。
- 5) 入所許可を得るには、子どもは保育所の医師による健康診断を受けなくてはならない。
- 6) 身体に障害のある子どもは、健康に関する書類を提出し、その書類に対する母子保護医療機関の主任医師の見解を得れば入所可能である。
- 7) 満三歳になった子どもは、三歳の誕生日の次にくる学期の初めに、保育所を出なくてはならない。
- 8) 以上の条件に例外を認める決定を下せるのは、区長のみである。母子保護医療機関の主任医師は、区長に医療の見地から例外を提案できる。

II. 財政措置

- 9) 子どもの保育費用の両親負担額は、各家庭の子どもの数に基づき漸減する料金体系に従って、パリ市議会により審議・決定される。負担額は少なくとも年2回、所得の増減に応じて見直される。
- 10) 各家庭の保育費用は、各月末に徴収する。支払方法としては、銀行小切手、郵便振替

のいずれかを選択できる。10日以内に支払われなかつた金額は、徴収の名目で取り立ての対象となる。

- 11) 子どもを預けた日は、必ず丸一日分の費用がカウントされる。
子どもが年間180日未満しか保育所に来なかつた場合、除名が通告され得る。

III.機能

- 12) 保育所は、土曜、日曜、祝日を除く毎日、8時から19時まで保育を行う。この時間帯は、所長の正当な要請に基づくものなら、最高1時間まで短縮できる。子どもは保育所の開始時刻から10時までに保育所に来なくてはならない。家族は子どもを15時から連れて帰ることができる。
- 13) 保育所の登録がなされると、保育所から両親に受領証が発行される。
入所許可の書類として必要なものは以下の通り。
- 照会カード（入所願書）
 - 両親の所得証明(給与明細、または所得申告書)
 - 社会保障ナンバー
 - 両親の住居、及び職場の名称、住所、電話番号と、住所を証明するもの(例えば領収書など)
 - 戸籍カード、または有効期間中の正規滞在証の原本通りと認証された写し
 - 子どもの健康手帳(常時保育所に預けておく必要はない)、または予防接種の証明書
現行法で定められた予防接種は以下の通り
*法定予防接種：B.C.G.、3種混合（ジフテリア、破傷風、ポリオ）
*受けるのが望ましい予防接種：百日咳予防、はしか予防、禁忌徵候のある場合は、両親は健康診断書を提出しなくてはならない。予防接種は、両親が署名した同意書に基づいて保育所の医師が、または家庭医が実施し得る。
 - 緊急の場合、子どもを病院へ搬送する同意書
 - 戸籍カード、または有効期間中の正規滞在証の原本通りと認証された写し
- 14) 子どもを迎えて来られるのは、その子どもを保育所に預けた人、または15歳以上で両親が書いた同意書と身分証を携帯した第三者だけである。
- 15) 迎えに適した人間が、保育所の閉所時間までに誰も現われなかつた場合、所長はその責任において、最寄りの警察署に連絡した後、子どもを子ども社会援助施設に預けることができる。
- 16) 子どもは、両親の選択により、自分の衣服を着用することも、保育所から支給される衣服を着用することも、いずれも可能である。
- 17) 安全のため、アクセサリー、イヤリング、髪留めは禁止する。
- 18) 保育所に子どもを預けている親達は、合法的に届け出をして団体をつくり、ベビーカー置き場、または所長が指示する場所に貼り紙をして、その存在を知らしめ、親達に

通知を行うことが許可される。保育所内での集会、パンフレットの配布、資金集めは禁止する。

IV. 特別な権限

- 19) 保育所長は、1975年11月5日の法令に従い、保育所の組織、管理全般の責任を負う。
- 20) 保育所長は、実際の日常の子どもの世話をする職員達と関係を築き、維持するものである。保育所長は、保育所職員の個人研修、または集合研修や、保健・福祉教育に参加する。
- 21) 朝、連れてこられた子どもが、普段と異なる症状を見せた場合、保育所長の判断で、子どもを連れ帰る、あるいは預かれる人間に、子どもを引き渡すことができる。子どもが健康診断をまだ受けていないにもかかわらず、保育所長がその子どもを預かると決めた場合、保育所長は、その子どもを隔離し、主治医または保育所の医師を呼び、医師の指示する措置を実施する。子どもが病気にかかっている場合、保育所の医師の見解を得てからでなければ、その子どもを保育所に預かることはできない。
- 22) 事故、または緊急事態の場合、子どもの入院が必要か否かにかかわらず、保育所長は緊急措置を講じ、出来うる限りすみやかに両親に連絡せねばならない。
- 23) 家庭で起こった事故やトラブルは全て、保育所長に連絡されることが望ましい。
- 24) 保育所で子どもが事故にあった場合、保育所長はD.A.S.H.S.に対し、事故の状況を詳述した報告書と健康診断書を提出しなくてはならない。
- 25) 保育所長は職員と共に、子どもの両親の集会を開くことができる。そこで、様々なテーマを話し合うことができる。例えば、保育所での子どもの生活、子どもの精神運動の発達、健康の問題と予防接種、様々な職員の役割、保育所の改革、等々。
- 26) 各保育所は、医師の協力を得なくてはならない。
医師の任務は以下の通り。
 - ・ 入所許可の診療を行う。
 - ・ 全ての子どもを定期的に診察する。
 - ・ 子どもと職員の予防接種の状況を調べる。
 - ・ 保育所を訪問し、遊戯、食事、昼寝に立ちあい、衛生状況や生活条件をチェックする。
 - ・ 身体の障害を指摘する。
 - ・ 薬類や救急箱、主治医が処方した薬をチェックする。
 - ・ 職員からの情報に基づき、保育所内での事故を予防する。
- 27) 保育所の医師は、さらに、子ども達と接し、保育所長や職員といつでも話し合うことができ、また両親といつでも会うことができ、主治医や他の専門家達といつでも連携することができなくてはならない。

(翻訳資料2) パリ市立保育所(CRECHE COLLECTIVE)保育料金に関する通達及び一覧

子どもと健康の社会福祉活動局
幼児局
保育所管理事務局
パリ、1999年12月8日

ミニテル メッセージ
施設責任者宛て

件名：子ども3人のうち2人を保育所に預けている家庭の保育料体系

この通達は、公式保育料金表における「子ども3人のうち少なくとも2人が同時に保育所に通っている家庭の、2人め、または3人めの子どもへの、料金T4の適用」の方式を明確にするものである。

保育所に通う一人めの子どもについては、T3が適用される。

保育所に同時に通っている子どもの、1人め、2人め、あるいは3人めという数え方は、入所許可の順序を基準にするのであって、生年月日によるものではない。

料金は、次のように適用される。

- ・子ども3人のうち、2人が同じ保育所に通う家庭の場合、1人めの子どもの料金はT3、2人めの子どもの料金はT4となる。
- ・子ども3人のうち、3人ともが同じ保育所に通う家庭の場合、1人めの子どもの料金はT3、残りの2人の子どもの料金はT4となる。

問い合わせは、保育所管理事務局まで。

幼児局次長
ヴァレリー・ド・ブラン

1999年9月1日から適用される料金体系

パリ市の集団保育所、家庭保育所、幼稚園、幼稚園、一時的保育所において
(1日、子ども1人あたりの料金<フラン>)

月収	子ども1人の家庭	子ども2人の家庭	子ども3人の家庭と特例*	子どもが少なくとも4人の家庭と特例**
0-4000F	11	8	6	5
4001-5000F	22	16	11	10
5001-6000F	33	24	16	15
6001-7000F	38	29	20	19
7001-8000F	44	34	25	24
8001-9000F	50	40	30	28
9001-10000F	57	48	36	31
10001-11000F	63	53	39	35
11001-12000F	69	58	43	38
12001-13000F	75	63	47	41
13001-14000F	81	68	51	45
14001-15000F	87	73	54	48
15001-16000F	93	78	58	51
16001-17000F	99	83	62	54
17001-18000F	105	88	66	58
18001-19000F	111	93	69	61
19001-20000F	117	98	73	64
20001-21000F	123	103	77	68
21001-22000F	129	108	81	71
22001-23000F	135	113	84	74
23001-24000F	141	118	88	78
24001-25000F	147	123	92	81
25001-26000F	153	128	96	84
26001-27000F	159	133	99	87
27001-28000F	165	138	103	91
28001-29000F	171	143	107	94
29001-30000F	177	148	111	97
30001-31000F	183	153	114	101
31001以上	189	158	118	104

- *a)市立幼稚園の場合、子どもが4人より少ない全家庭に対し、この料金体系が適用される。
- b)子ども2人が同時に保育所に通う家庭の2人めの子どもには、この料金が適用される。
- **c)子ども3人のうち、2人が同時に保育所に通う家庭の2人めの子どもには、この料金が適用される。
- d)子ども3人のうち、3人が同時に保育所に通う家庭の2人め、3人めの子どもには、この料金が適用される。

(翻訳資料3) パリ市立一時的保育所 (HALTE-GARDERIE) 利用規程

- ・一時的保育所とは、子どもが遊びや活動を通して、次第に団体生活を学んでいく、一時的な受け入れ場所のことです。
- ・一時的保育所とは何よりも、喜びと発見の場所なのです。
開所時間は、8時30分～12時30分、13時30分～17時30分です。
子どもは、午前は10時まで、午後は15時までに連れて来るようにして下さい。
子どものお迎えは、11時30分～12時15分、16時30分～17時15分にお願いします。
お子さんを迎えて来られるのは、御両親の署名のある同意書を携帯した15歳以上の方に限られます。
お子さんが御両親から離れて過ごす数時間を楽しく過ごすためには、御両親がお子さんときちんとお別れする時間をもつことが肝心です。
- ・病気のお子さんや、体調の悪いお子さんは、当然お預かりできません。お休みの場合は、できるだけ早く職員にお知らせ下さい。そうして頂ければ、お休みの席に他の家庭のお子さんをお預かりすることができるからです。
- ・半日単位で毎回、自由遊戯、指導の元での活動、集合の時間、おやつの時間が繰り返されます。
午前のおやつは当保育所で準備致します。午後のおやつは御両親がお持ち下さい。お菓子、乳製品、コンポート、哺乳瓶などを、お子さんの習慣に合わせてご準備下さい。
- ・保育所で脱ぎ着するお子さんの衣服やカバンには、お子さんの名前を記入して下さい。
カバンには、着替えの衣服（靴下やパンツを含む）、おしめ、午後のおやつを入れて下さい。
アクセサリーは、禁止されています。女の子の髪は、なるべく髪留めではなくゴムでまとめるようにして下さい。
- ・保育料は、時間あたりの料金と、お子さんをお預かりした時間数から計算されます。各月の明細書を、翌月の月初にお渡しします。各月15日前に、国庫宛ての小切手でお支払い下さい。
- ・市立一時的保育所の規則は、入り口に掲示しております。
- ・お子さんを毎日お預かりするのは、

シャンタル・シャピトル教諭
ジョジアヌ・アンドレ保育助手
ロイド・マルジウ保育助手
ヴァレリー・クラミエ保育助手 です。

ジョジアヌは、総務部門の責任者でもあります。

以上の職員にご連絡されたい場合は、01-45-53-50-79まで。

- ・保育所長マリーカリストゥ・ランテルニエと、副所長シルヴィー・ブリオンにご連絡されたい場合は、01-45-53-45-78まで。

6.スウェーデン

荒井 涼

1.近年の動向

最近、保育行政上、きわめて注目すべき動きがあった。すなわち、1998年1月1日より、就学前保育に関する所管が、国レベルにおいて、社会庁(Socialstyrelsen)から、学校庁(Skolverket)へ移されたことである。

これは、同日に施行された「学校法」の中に、就学前保育に関することが組み入れられたことを意味する。なお、それまでの就学前保育についての基本法は、「社会サービス法」(1982年施行)であった。

地方レベルにおいては、今までどおり、地方自治体であるコムーン(kommun—市、町、村に該当)が担当することに変わりはない。

1991年より、全国の11か所に「学校教育事務所」(Skolverket)とも言うべきものが置かれているが、これは地方分散の流れの中での施策である。設置場所は、Göteborg, Karlstad, Linköping, Luleå, Lund, Skövde, Stockholm, Sundsvall, Umeå, Uppsala, Växjöの11か所である。ここでは、1998年からは就学前保育のことに関しても担当することとなった。

2.行政

- ・中央…………文部省——→学校庁
- ・地方…………学校教育事務所——→自治体(コムーン—kommun)

※自治体における担当部局は、社会福祉局である。

3.就学前保育施設の種類

- ・プレスクール(förskola/ pre-school)

日本の保育所に該当する。月曜日から金曜日までのフルタイム。通常、6:30～18:

30。

- ・プレイスクール(lekskola=play-school)

日本の幼稚園に該当する。開園日は、基礎学校(日本的小中学校に該当)の年間スケジュールに合わせる。通常、1日3時間。

- ・家庭保育室(familjedaghem=family day-home)

自分の子どもを含めて4人まで、家庭で子どもを預かる。

- ・オープンタイプの保育施設(oppen forskola=open pre-school)

親子が共に、利用したい時に利用できる。

- ・余暇の家(fritidshem=free time home)

日本の学童保育に該当する。基礎学校のジュニアレベルとミドルレベル(日本的小学校

に該当)の子どもたちのための保育施設である。学校の始業前と放課後、および休日などに利用する。

- ・プレイグラウンド(parklekken=play ground)

緑の広大な土地に、大きな遊具などが置かれ、オフィスや屋内遊戯のための建物も設置され、ブレイリーダーが配置されている。ときには、催しものも行われる。利用する子どもには、おやつも提供される。スウェーデンのユニークな施設である。

4.対象児童

女性の、出産後の収入が保障された(収入の約80%)休暇が約1年間あるため、0歳児の保育はほとんど見られなくなった。

また、かつては7歳児からの就学であったが、6歳から事実上就学することになったので、保育所が対象とする児童は、おおむね1歳から6歳までである。

6歳児の就学については「ゼロ・クラス」(“